

## 県民の皆様へのアピール

### 緊急宣言—差別をなくして新型コロナウイルス感染症のまん延を乗り越えよう

福岡県人権擁護委員連合会

「新型肺炎 国内初の患者」などとメディアで報じられたのは1月16日のことでした。その後、国内においても、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、厚労省発表によりますと、4月13日時点の国内の感染者数は7,645人（前日比315人増）、死亡者数109人（前日比7人増）、回復者数853人（前日比54人増）となっています。

4月7日には、3月14日に成立・施行された新型コロナ特措法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、対象地域は7都道府県で、宣言の効力は5月6日までとされました。宣言で、首相は「国民の皆さんには7割から8割の削減を目指し、外出自粛をお願いする。」などと呼びかけました。また、宣言を受けて、対象地域などの各知事も「徹底した外出自粛」を要請しました。

東京都では、地方自治法に基づく専決処分により、「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」が4月7日に制定・施行されました。都条例では、都民及び事業者は「新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、都の新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければならない。」「新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ことも規定されました。

自粛生活や「開店休業」状態などが長引き、生活不安や精神的なストレスなども蓄積される中、上記都条例に反するような差別事例も残念ながら現れるに至っています。

新型コロナ感染症患者等の治療に当たる医療従事者からは、親が医療従事者だという理由で、子どもが友人から「近くに来るな」と心ない言葉を言われ、傷ついたケースも報告されています。

東北地方に所在するある大学は、3月26日に開いた学長記者会見で、大学教員から新型コロナウイルス感染者を出したことを謝罪するとともに、附属高校には電話による100件以上のハラスマントがあり、部活で通学した附属高校の生徒が「コロナ、コロナ」などと指をさされたため、同校は3月末まで制服通学を中止したほか、教職員の子どもが保育所への預かりを拒否されたり、会社勤めの配偶者が出勤停止にさせられたりしたケースもあったと発表したと報じられています。

新型コロナウイルスの集団感染が確認されたある大学においても、大学に誹謗

(ひぼう) 中傷の電話やメールがあつたり、関係者や家族が日常生活で他人から差別的な扱いを受けたりしていると報じられています（4月9日）。

しかし、これらの言動は、改めて詳述するまでもなく、重大な人権侵害に当たります。緊急事態だからといって、決して許されるものではありません。むしろ反対です。厳しい自粛生活、休業生活などを私たちが耐え抜いていくためには、さまざまな助け合い、支え合いが不可欠です。その助け合い、支え合いの輪が広がろうとしている中、上記のような言動は、この輪を壊すことになります。人々が孤立すれば、かえってコロナ禍の犠牲者を増やすことになりかねません。差別的な言動は絶対にしないようにしてください。

感染の終息は見えず、私たちのイライラは募るばかりです。電車の中でマスクをせずに咳をしている人を見ると、つい白い目で見てしまいがちです。「僕たちはルールを守っているのに、どうして、あいつは守らないのだ。」ルールを守らない他者への不満が、イライラと重なり合って、他者への攻撃に転化しがちです。ネットには、自粛、外出制限などの行動規範から外れた人々への過剰な批判があふれています。しかし、このような時期だからこそ、寛容さが必要ではないのでしょうか。一人一人は弱い人間でも、みんなで助け合い、支え合えば、この危機を乗り越えることができるのではないでしょうか。人類が何度も何度も危機を乗り越えてきたのは、この助け合い、支え合いがあったからではなかったでしょうか。

厳しい自粛生活、休業生活などが続きますが、みんなで助け合って、支え合って、希望を忘れずに乗り越えていきましょう。

令和2年4月15日